

重要事項説明書

八王子市地域包括支援センター由木

八王子市地域包括支援センター由木

(指定介護予防支援事業所)

重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 清心福祉会
- (2) 法人所在地 東京都八王子市左入町 373-1
- (3) 電話番号 042-692-0133
- (4) 代表者 理事長 高木 順一
- (5) 指定介護予防支援事業所の概要

名称	八王子市地域包括支援センター由木
所在地	〒190-0372 東京都八王子市下柚木2-10-6 由木事務所内
電話番号	042-679-1114
介護保険指定番号	1302900111
管理者	富田 美季
サービスを提供する範囲	八王子市地域包括支援センター由木の担当地域内

(6) 事業所の職員体制

職種	職務内容	資格	人数
管理者	事業所管理運営	主任介護支援専門員	1人
担当職員	介護予防ケアプランの作成	保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員	1人以上

* 管理者は、担当職員兼務

(7) 営業日、営業時間及び休業日

営業日	平日・土曜日
営業時間	9:00~17:30
休業日	日曜日・祝日・12月29日~1月3日（緊急時の連絡は可能）

2 事業の目的

要支援状態（基本チェックリストの該当者を含みます。）にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援・第一号介護予防支援を提供することを目的とします。

3 運営方針等

- (1) 事業者は、利用者に対し適切な介護予防ケアプランを作成し、かつ介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整を行います。
- (2) 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業

者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。

- (3) 事業者は、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、担当職員に対する研修の実施などの必要な措置を講じます。
- (5) 事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用を支援するよう努めます。
- (6) 事業者は、利用者に対し常に有効な支援を提供するよう、介護保険等関連情報や介護サービス事業者等から提供されたデータの活用に努めます。
- (7) 事業者は、サービス提供方法等について、利用者やその家族に理解しやすいように説明を行います。

4 サービス類型

事業者は、利用する介護予防サービス等の状況に応じ、以下のとおり、介護予防支援・第一号介護予防支援の類型のうちいずれかを提供します。なお、区分ごとのサービスを併用する場合は、介護予防支援、ケアマネジメントA、ケアマネジメントBの順に優先することとします。

類型及び 提供内容	介護予防支援 (介護予防サービス計画)	第一号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメントプラン)		
		ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
利用する 介護予防 サービス 等	介護予防給付サービス	第一号事業に掲げるサービス（訪問型・通所型サービス、生活支援サービス）	第一号事業に掲げるサービスのうち、短期集中の通所型サービス	第一号事業に掲げるサービスのうち、ボランティア等が従事者となる地域主体の訪問型・通所型サービス、生活支援サービス

5 業務の流れ

以下の表に掲げる介護予防支援・第一号介護予防支援の類型及び支援内容に基づき、利用者に対して必要な支援を行います。

	介護予防支援 (介護予防 サービス計画)	第一号介護予防支援 (介護予防ケアマネジメントプラン)		
		ケア マネジメント A	ケア マネジメント B	ケア マネジメント C
(1) 契約の締結	介護予防支援・第一号介護予防支援事業について契約を結びます。			
(2) 介護予防ケア プラン作成 準備	介護予防ケアプラン作成の担当者は、介護予防ケアプラン作成のための準備をします。			
	①利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問してお話を伺います。			①利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問またはそれ以外の方法でお話を伺います。
	②どのような介護予防サービス等が必要かを検討します。			
	③介護予防サービス等を提供する担当者が、それぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討します。	③介護予防サービス等を提供する担当者が、必要に応じ、それぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討します。		③必要に応じて情報提供を実施します。 ※サービスの利用調整については利用者本人が行います。
(3) 介護予防ケア プラン作成及 び内容の承認	介護予防ケアプランを作成し、利用者又はその代理人に、計画の内容の承認を得ます。			
(4) サービス提供	介護予防ケアプランに基づき、サービスが提供されます。			
(5) モニタリング	介護予防ケアプラン作成の担当者は、おおむね3ヶ月に1回程度利用者宅を訪問し、状況を把握します。	介護予防ケアプラン作成の担当者は、おおむね3ヶ月に1回程度利用者宅の訪問や面談等の状況に応じた手法により、状況を把握します。	必要だと判断された場合のみ、状況を把握します。	

5-2 介護予防支援・第一号介護予防支援の提供にあたっての留意事項

- (1) 利用者は担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院又は診療所と情報共有や連携をする必要がありますので、事業所の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えてください。

5-3 居宅介護支援事業所に介護予防支援・第一号介護予防支援業務を委託した場合

事業所は、八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第84号）第13条に基づき、介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託することができます。なお、委託先の居宅介護支援事業所は、委託契約書に基づき当事業所と同様に利用者への支援を行います。

6 利用料金

(1) 利用料

介護予防ケアプラン作成（介護予防支援・第一号介護予防支援の提供）に当たり、当事業所への介護報酬は介護保険制度から全額支払われるため（法定代理受領等）利用者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領等ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の該当料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日市区町村の窓口に提出すると、全額払い戻しを受けることができます。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ① 介護予防ケアプラン費 | 4, 884円 |
| ② 初回加算（サービス利用開始月に加算） | 3, 315円 |
| ③ 委託連携加算（指定居宅介護支援事業所に委託する初回に加算） | 3, 315円 |
| ④ 介護職員等処遇改善加算 | 基本報酬に対し2.1% |

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供する場合八王子市外の地域へ伺うための交通費は、利用者の負担となります。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 電車・バス利用の場合 | 交通機関の実費 |
| ② 車を使用する場合 | |
| 10km未満 | 300円 |
| 10km以上20km未満 | 600円 |
| 20km以上1km増すごとに | 30円増し |

(3) 解約料

解約時に料金は発生しません。

(4) サービス実施記録の複写物の費用

1枚につき20円が利用者の負担となります。

(5) 電話料

利用者宅において、サービス実施のために使用する電話料金は利用者の負担となります。

7 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 事業者は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者は、事業所において、担当職員に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施し、その研修及び訓練の実施内容について記録します。

8 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、虐待の発生又は再発防止のため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を担当職員へ周知します。
- (2) 事業者は事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者は事業所において担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規に採用した担当職員に対しては必ず実施します。
- (4) (1)から(3)に定める措置を適切に実施するための担当者を設置します。

9 業務継続に向けた取り組み

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、介護予防支援・第一号介護予防支援を継続的に提供できるための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定、研修や訓練の実施など必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 秘密の保持

- (1) 当事業所の担当職員その他の従業者は、個人情報保護法及び事業者が定める個人情報の管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持します。
- (2) 事業者は、担当職員その他の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

1 1 事故発生時の対応

- (1) 介護予防支援・第一号介護予防支援の提供によって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (2) 当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

1 2 サービス内容に対する苦情

- (1) 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに苦情解決責任者が責任を持って苦情に対応します。
- (2) 苦情の受付から解決策の検討及び対応内容等について記録します。
- (3) 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、八王子市高齢者福祉課若しくは国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとします。
- (4) 当事業所のサービスに関するご相談・苦情及び介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を下記で承ります。

【事業所の窓口】

担当者 職種 管理者
 氏名 富田 美季
 電話番号 042-679-1114

【八王子市の窓口】

八王子市福祉部高齢者福祉課相談担当 042-620-7420
月～金曜日（祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く）
8：30～17：15

【公的機関の窓口】

東京都国民健康保険団体連合会介護相談窓口 03-6238-0177
月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～17：00

1 3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

（附則）

本重要事項説明書に記載している内容は、介護保険法等関連法令に基づき実施されているものであるため、介護保険制度の改正等によって変更する場合があります。